

令和 7 年 10 月 23 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告
制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」の周知について
（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生
社会学習・安全課及び鹿児島県警察本部交通部長から依頼がありました。

令和 8 年 4 月 1 日から、自転車への交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）
が導入されることに伴い、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の
指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用
するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブ
ック】が警察庁のホームページに公開されました。

ついては、自転車ルールブックの内容を適宜参照しながら、引き続き効果
的な交通安全教育の推進に努めていただきますようお願いします。

また、別紙「チラシ（鹿児島県警察）」を活用し、児童・生徒自ら「自転
車ルールブック」を確認できるような環境の構築についても、よろしくお願
いします。

自転車ルールブックは以下のサイトから御確認できます。

「自転車を安全・安心に利用するために」（自転車ルールブック）の作成について
警察庁 Web サイト<<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250902001.html>>

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0（安全指導総括）」

令和 7 年 10 月 23 日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告
制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」の周知について
(依頼)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生
社会学習・安全課及び鹿児島県警察本部交通部長から依頼がありました。

令和 8 年 4 月 1 日から、自転車への交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）
が導入されることに伴い、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の
指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用
するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブ
ック】が警察庁のホームページに公開されました。

つきましては、貴管下の学校長に対し、自転車ルールブックを周知し、内
容を適宜参照しながら、引き続き効果的な交通安全教育の推進に努めていただ
きますようお願いいたします。

また、別紙「チラシ（鹿児島県警察）」についても、貴管下各学校に配布
又はデータを送信し、児童・生徒自ら「自転車ルールブック」を確認できる
ような環境の構築についても、よろしくお願いいたします。

自転車ルールブックは以下のサイトから御確認できます。

「自転車を安全・安心に利用するために」（自転車ルールブック）の作成について
警察庁 Web サイト<<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250902001.html>>

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

事 務 連 絡
令和7年10月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「自転車を安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）
の導入—【自転車ルールブック】」の周知について

令和8年4月1日より、自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることに伴い、このたび、別紙のとおり警察庁より、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—【自転車ルールブック】」（以下「ルールブック」という。）の周知依頼がありました。

「青切符」の対象となるのは、16歳以上の者が行った反則行為となりますが、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢は厳しい状況にあることから、各関係機関におかれては、本ルールブックの内容も適宜参照しながら、引き続き、小学生、中学生及び高校生等に対する効果的な交通安全教育の推進に努めていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で周知するなど、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電話：03-5253-4111（内線 2695）

e-mail: anzen@mext.go.jp

別 紙

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 8 日

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】」の周知について（依頼）

令和 8 年 4 月 1 日より、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることに伴い、警察庁では、国民の皆様の安全・安心な自転車の利用に役立てていただくため、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】」（以下「ルールブック」といいます。）を作成し、警察庁ホームページにおいて公表しております。

つきましては、小学生、中学生及び高校生に対する自転車安全利用に係る対策を効果的に行うために、各都道府県教育機関等関係機関に対して、ルールブックを周知していただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁交通局交通企画課法令係 澤瀬
電話：03-3581-0141（内線 5064）
E-mail:r.sawase.i6.mq@npa.go.jp

鹿 交 企 第 2 5 4 号
令和 7 年 10 月 1 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿
(保健体育課扱い)

鹿児島県警察本部
交 通 部 長

自転車への交通反則通告制度（青切符）導入に伴う自転車ルールブックの
普及啓発について（依頼）

平素から交通安全対策はもとより、警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を
賜り感謝申し上げます。

令和 8 年 4 月 1 日から、自転車への交通反則通告制度（青切符）が導入されることに
伴い、警察庁が「自転車を安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度
（青切符）の導入ー」（以下「自転車ルールブック」という。）を公開したところです。

県警察では、自転車を利用する児童・生徒及びその保護者等も含め、自転車を利用さ
れる方々の安全意識をより一層高めるため、「自転車ルールブック」の普及啓発に取り
組んでまいります。

つきましては、警察庁のホームページにおいて公開している「自転車ルールブック」
へリンクする Q R コードを記載したチラシを作成しましたので、同チラシを各学校へ配
布又はデータ送信していただき、児童・生徒等が自ら「自転車ルールブック」を確認で
きるような環境の構築についてお願い申し上げます。

県警察におきましても、「子どもと高齢者を守るための交通秩序の形成」を今年の運
営重点の一つに掲げ、関係機関・団体やボランティアの方々と連携し各種交通安全対策
に取り組んでおりますが、地域の将来を担う児童・生徒等が自転車を安全に利用して無
事に学校生活を送ることができるよう、添付しているチラシの各学校への展開について
特段の御理解・御協力のほどよろしく申し上げます。

担当：鹿児島県警察本部 交通企画課 澤村・本田 電話：099-206-0110（内線5027）
--

自転車に対する 交通反則通告制度（青切符） が適用されます！



令和8年
4月1日
から

対象となる違反行為は

113種類

取締りの対象は

16歳以上

かごバトくん

反則行為の一例と反則金の額



携帯電話の使用等（保持）

12,000円



信号無視

6,000円



車道の右側通行

6,000円



一時不停止

5,000円

歩道通行 認められるケース

- 1 道路標識や道路標示で歩道通行可能とされている
- 2 13歳未満・70歳以上・一定程度の身体障害のある人
- 3 車道の交通量が著しく多い・車道の幅が狭いなどやむを得ない場合

歩道通行 取締りの対象

- 1 悪質・危険な行為
（スピードを出して歩道通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など）
- 2 警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合

反則金 **6,000円**



さくらロールちゃん

ヘルメットを着用しましょう！

ヘルメットはあなたの命を守ります。
自転車に乗るときは、被害軽減に有効なヘルメットを
着用しましょう。

警察庁ホームページ掲載
自転車ルールブック



鹿児島県警察

じてんしゃ こうつう 自転車の交通ルール

※ 交通反則通告制度（青切符）の適用は令和8年4月1日から
取締りの対象は16歳以上です
対象となる違反行為は113種類です

しょうがくせい ほごしゃ せんせいがた

～小学生と保護者・先生方へ～



かごパトくん

じてんしゃ

自転車はくるまのなかまです！

まも

こうつうじこ

ルールを守らないと交通事故につながるよ！



スマートフォンを見ながら・電話しながら
の運転はダメ！

反則金 12,000円



じてんしゃ しんごう まも

自転車も信号を守ろう！

反則金 6,000円



じてんしゃ

ひだりがわつうこう

自転車 やくるま は左側通行！

反則金 6,000円



と

ひょうしき

「止まれ」の標識があるところは

じてんしゃ

と

自転車も止まろう！

反則金 5,000円

じてんしゃ しゃどう とお

き

こ

さいみまん

自転車は車道を通ることが決まりますが、子ども(13歳未満)は

ほどう とお

歩道を通ることができます。

ほどう とお

しゃどうがわ よ

はし ある

ひと

歩道を通るときは車道側に寄ってゆっくり走り、歩いている人の

つうこう さまた

通行を妨げないようにしましょう！



さくらロールちゃん

鹿児島県警察

警察庁ホームページ掲載
自転車ルールブック

